

平成20年度（第1回）福島町自立プラン推進委員会議事録

開催日	平成20年10月14日（火）					
出席委員（10名）	熊野茂夫、中塚徹朗、小笠原幸助、吉田善男、小笠原実、 竜川久美子、金谷奉宏、小泉五郎、小林佳子、金谷英昭					
欠席委員（7名）	久野寿一、塚本謙也、野川裕行、清水圭子、成田寛治 堀 繁子、中島義正					
出席説明員（15名）	町 長	村田 駿	副 町 長	竹下 泰弘		
	総 括 主 査	坂口 稔	総 務 課 長	丁子谷雅男		
	出 納 室 長	本庄屋 誠	財 務 課 長	花田 春夫		
	福祉 G 参事	鳴海 清春	町 民 課 長	川岸 勤		
	産 業 課 長	三鹿 菊夫	建 設 課 長	横内 俊悦		
	商工 G 参事	出羽 正機	農 林 G 参事	工藤 昭一		
	教 育 次 長	木村 修	吉岡支所長	極檀 忠男		
事務局（4名）	企画 G 参事	土門 修一	企画 G 総括主査	前田 勝広		
	企画 G 主査	住吉 英之	企画 G 主事	中塚 雅史		

（開会 午後6時）

（土門参事）

○本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、平成20年度第1回福島町自立プラン推進委員会を開催いたします。最初に委員長より挨拶をお願いします。

（委員長）

○皆さん、お忙しい中でのご出席、大変ご苦労様です。委員会の検証は今年で3年目を迎え、自立プランの計画年次も残すところ後1年となりました。過去2カ年の検証では特別対策の効果額は計画以

上で、心配していた平成21年度末の累積収支の赤字は全て解消される見込みまで改善されています。今年の検証ですらに町の財政状況が良くなる結果を期待しているところでもあります。

本日の会議は、報告1件、案件5件、情報提供1件、報告事項1件で、合わせて8件を予定し、会議終了は午後8時を予定していますので、スムーズな会議運営をよろしくお願いいたします。

なお、本日の出席者は委員17名中10名の出席で、半数以上の出席がありますので、委員会設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを宣言いたします。

早速会議に入ります。それでは、村田

町長より挨拶をお願いします。

(村田町長)

○皆さんこんばんは。お疲れのところ誠に苦勞さです。只今、委員長から話があったように、9月議会で平成19年度の決算報告を認定させていただきました。その中で各会計とも黒字となり、一般会計も含んで順調に推移していると考えています。ただ、交付税等の見通しにも不透明な部分もございますが、自立プラン推進委員会の皆さんには、順調に推移しているということをご理解いただければと思います。ただ、プランは平成21年度までですので、役場内部でも平成22年度の自立プランという形になるのか財政健全化になるかは別にして、常に先々の状況を見通した計画を作って行かなければならいと考えています。自立プランの検証の他に新たな町の課題等の説明もあると思いますので、委員の皆さんにはご理解とご意見をいただければと思います。また、報告事項の中でLGWANという当初の計画にない事業について、総合的な流れの中でどうしても町として実施しなければならない動きがあることも報告し、委員の皆さんにはご理解をいただきたいと思います。どうぞ、今日はよろしくお願いします。

(委員長)

○村田町長ありがとうございます。次に会議日程の4、「(1)平成19年度一般会計の決算について」事務局より説明願います。

(事務局)

○平成19年度一般会計の決算について報告させていただきます。最初に、歳出から説明いたします。まず、表は、(A)が

実支出済み額で、(B)が自立プランの財政推計における決算推計額となります。そして(A)から(B)を差し引いた額が比較となっています。また、前回3月に開催した委員会で示しておりました、見込み額を参考に記載しております。

それでは、具体的な金額の説明をさせていただきます。歳出計②の欄で、Aの決算額は、3,157,265千円となり、Bの計画額、3,233,137千円と比較しますと、75,872千円の減となりました。科目毎の比較は記載のとおりですが、この内、8の公債費、これは借入金の元利償還金で、決算額は725,549千円となり、計画に比べて48,024千円多くなっています。これは、国から借り入れた7%以上の高い金利の起債の繰上償還が補償金なしで認められたことから、その元金40,254千円を償還したことによるものです。次に、歳入ですが、Aの決算額は、3,244,596千円で、計画と比べて11,459千円の増となっています。この内容でございますが、21の地方債でAの決算額は227,947千円で計画の83,000千円より144,947千円多くなっています。これは、国が、地方自治体の収入不足を補うために、臨時財政対策債という特例債の発行を認めたことによるもので、当町も134,247千円を借入れしたことによるものです。この臨時財政対策債は、元利償還金は後年度において、その全額を地方交付税に含めて交付されますので、当町の実質負担額はゼロとなる起債でございます。それと、18の繰入金ですが、Aの決算額は、10,029千円で、計画と比べますと、113,847千円少なくなっています。これは、計画では、財政調整基金の繰入、言い換えますと、取り崩しになりなすが、174,263千円でしたが、全体の歳出が計画より少

なく済んだことと、只今説明した、臨時財政対策債の収入などにより、その取り崩しが47,102千円となったことによるものです。この取り崩しが少なくなったことは、財政運営としては非常に好ましい状態と言えらると思っています。この結果、歳入から歳出を差し引いた収支は、87,331千円の繰越金となったものです。以上、簡単ですが、説明を終わります。

(委員長)

○質問などありましたらお願いします。

(委員)

○町の決算書と比較しますと、例えば歳入の11の分担金及び負担金、12の使用料の金額が違っているが、どうしてでしょうか。私は、決算書と同じにならないとおかしいと思うんですが。

(事務局)

○町の方で国に決算統計というものを提出することになっていて、自立プランを策定した際には、国に提出する決算統計と符号したもので作成しています。それで、今、ご指摘の分担金ですが、町の決算書では保育所の使用料は分担金及び負担金に計上されていますが、自立プランでは12の使用料に科目を移しておりますので、決算書と自立プランで一致しない科目がありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

(委員長)

○よろしいですか。

(委員)

○議会の承認を得ている決算書と金額が一致するものと思っていて、自立プラン

に載せている金額の仕組みが良く分からないのだが、ここに示している金額が正しいのか。決算書ではなくて。

(委員長)

○結局、歳入と歳出の金額は、中の金額の移動だけで基本的に変わりはないということですね。今のことは国に提出する資料に合わせた金額ということで理解してよろしいのではないのでしょうか。

(委員)

○そうなんでしょうけど、歳出でも人件費や公債費など一致していないものがあります。

(花田財務課長)

○事務局で説明したように、決算統計上つまり予算の性格上で自立プランは整理していますので、決算書と一致しない科目も出てくることとなります。ただ、総体的には歳入、歳出に変わりはありません。

(委員)

○分かりました。

(委員長)

○では、他にございませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○それでは、5の案件にはいります。(1)事務事業の検証について、事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の2ページから13ページになります。少し長いですが、よろしくお願

します。事務事業の検証方法について、復習の意味も含めまして簡単に説明します。自立プランの計画は、事務事業、公共施設の管理、各団体等の補助金について、平成 17 年度のそれぞれの当初予算を基に、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間で、各年度における具体的な縮減額や拡充すべき額を定めたものでございます。このため、検証は、検証する年度の当初予算額と各事務事業等の平成 17 年度の当初予算額とを比べたものを効果額とし、その効果額がプランの計画目標を上回っているものを「Aの達成」とし、目標を下回ったものを「Bの未達成」として検証するものでございます。このため、ちょっと表を見ていただきたいのですが、項目の次に、基準となる平成 17 年度の当初予算額を記載し、次に、効果額として、計画と実績の 2 つがあります。計画は、プランの平成 20 年度における目標額で、下段は目標額で上段の（ ）はそのための予算額の上限をしめています。実績の上段の（ ）は平成 20 年度の当初予算額で、下段は、この予算額と平成 17 年度の当初予算額を比較した金額になります。次にある増減は、実績の効果額から計画の効果額の差し引き額になります。従いまして、この欄がマイマスの場合は、計画を上回る効果額があったこととなり、検証はAとなり、逆にプラスの場合は計画を下回ったこととし、検証はBとなるものでございます。それでは、【1】住民や地域に主体的に協力をお願いするものから、順に検証で「B」としたものと、その全体の効果額について説明します。

(以下、検証でBとした項目の内容と効果額の説明部分は、省略します。)

(委員長)

○質問、ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

○7 ページの 21 の総合体育館運営事業ですが、説明で人件費が直営から委託に変更になり発生したというようなことですが、当初、人件費はこのようなものに人件費は見込んでいないということですか。

(盛川参事)

○総合体育館運営事業を始め全ての事務事業には人件費は入っていません。人件費というのは正職員の人件費です。臨時職員の賃金は入っていて、総合体育館運営は、当初に人件費は入ってなくて、そこを民間に委託することにより委託の費用が発生するという事です。

(委員長)

○他に何かございませんか。

(委員)

○検証で全体の多くなった金額はどのくらいですか。

(事務局)

○申し訳ございませんが、その分の集計はしておりませんでした。

(委員長)

○その辺の金額は出せると思いますので、次回に向けてきちんと整理して置いてください。その他、何かございませんか。

(委員)

○一般的な考え方で教えていただきたいのですが、燃料費高騰による町の公共工事

への高騰分のスライドは考えられるのでしょうか。

(村田町長)

○一般的に短期間に異常に値上がりした場合などは、発注者側としてもそれがウエイトが大きい仕事の場合は相談をして調整をする場合もあると思います。現時点では調整したものはございません。

(委員長)

○他に、ありませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○他に意見がないようですので、「案件(1)事務事業の検証について」は原案のまま承認することよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○ご異議なしと認め、「案件(1)事務事業の検証について」は原案のまま承認することといたします。次に、「案件(2)各特別対策の財政効果額の検証について」事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の14ページです。プラン特別対策の効果額は、歳入の増収対策、人件費の削減対策、事務事業等の縮減等対策、総合計画登載事業の一部見直し縮減対策の4項目の合計となっていますので、項目毎の効果額についての説明でございます。

(項目毎の説明は、省略します。)

(委員長)

○質問またはご発言がありましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

(委員長)

○意見等ないようですので、「案件(2)各特別対策の財政効果額の検証について」は原案のまま承認することよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○ご異議なしと認め、「案件(2)各特別対策の財政効果額の検証について」は原案のまま承認することといたします。次に、「案件(3)自立プラン財政推計の変更について」事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の16ページです。平成19年度第2回推進委員会で修正した財政推計表を修正するものです。【1】の修正の内容(理由)ですが、先ほど報告したように平成19年度一般会計決算で87,331千円の繰越金が確定したことを受けての平成20年度の財政推計の修正と、平成20年度総合開発計画ローリングによる事業の新規搭載や変更が、9月29日開催の総合開発審議会で承認されたので、その事業費の増減による平成21年度の財政推計の修正を行うものです。最初に②のローリングによる修正の表をご覧ください。この表で集計している事業は自立プランの財政収支に関係する分だけです。事業主体が国や北海道で福島町の負担がない事業は含まれていません。それで事業費の計で、修正前Aは、

761,431千円の事業費でしたが、Bの修正後は、726,028千円となり、35,403千円の減となっています。科目毎の増減は記載のとおりです。次に、その財源内訳でございますが、国庫支出金が82,384千円の増となっています。これは、17ページに新規事業と変更事業の概要を記載していますが、荷捌き施設の31,500千円、テレビ中継局の50,000千円の増によるものです。それと、地方債の83,000千円の減は、火葬場で76,800千円、テレビ中継局で45,000千円の減、荷捌き施設で29,900千円の増によるものです。一般財源では、修正前が283,340千円でBの修正後が239,837千円となり、43,503千円の減となるものでございます。

次に、17ページのローリングによる主な新規事業と変更事業です。いずれも、平成21年度の事業になります。

(事業の説明は省略しています。)

次に、18ページの【2】財政推計収支額の推移です。当初計画では平成21年度末に累積赤字が380,216千円に達する見込みでしたが、前回、平成19年9月1日時点の修正では、平成21年度までの赤字はすべて解消される見込みとしており、今回、平成20年9月1日の修正においては、さらに収支は改善方向にあり、前回に引き続き、赤字は解消する見込みとなっています。

次に、先ほど説明しました、財政推計の具体的な修正について、24ページと25ページで説明しますので、ご覧いただけます。24ページが前回、平成19年9月1日修正～2回目の財政推計表です。25ペー

ジが今回、平成20年9月30日修正～3回目でございます。それで、最初に平成20年度の修正になりますが、25ページの歳出の8の積立金と歳出計②の欄をご覧ください。前年度に繰越金が生じた場合には、地方財政法という法律で、その繰越金の2分の1相当額を翌年度に積み立てしなければいけないという規定があることから、今回は、50,000千円を財政調整基金に積み立てることとしました。これにより、前回は1,000千円の積み立てとしていましたが、50,000千円増やし51,000千円としています。この結果、歳出計は前回より50,000千円増の3,039,261千円とする修正となっています。次に、歳入ですが、19の繰越金が87,331千円の増になります。この内、実際に繰越金を財源に支出するのは、只今、説明した「積立金」の50,000千円だけですから、残りの37,331千円は予算の調整から18の繰入金の財政調整基金繰入金から同額を減額し、93,220千円とし、歳入総額と歳出総額を同額とする修正です。

次に、平成21年度は16ページの②の表にあるとおりの修正になります。②の表にある事業費の科目は25ページの歳出の科目にそれぞれ一致しています。財源内訳は、歳入の科目に一致しますが、この内の一般財源は18の繰入金、財政調整基金繰入金となります。歳入歳出総額は、前回より35,403千円減額し、それぞれ3,396,659千円とするものです。次に、19ページに戻っていただきます。

【3】基金残高の推移ですが、平成21年度末の基金(貯金)がいくら残る見込みであるかの推計表でございます。①が前回の見込み、②が今回修正する見込み、③が増減となっています。それで、②の欄の平成19年度の期末残高ですが、こ

れは実績で 670,918 千円となっています。①の期末残高 527,984 千円と比べますと、142,934 千円の増となっています。次に、本年度、平成 20 年度ですが、B の年度中積立額を 51,000 千円、C の年度中取崩額が 93,220 千円で、期末残高を 628,698 千円と見込んでいます。前回に比べますと、230,265 千円の増となります。次に、平成 21 年度は先ほど説明いたしました、財政推計の修正による財政運営で、期末残高を 457,701 千円と見込み修正したものでございます。前回に比べますと 273,768 千円の増となるものです。参考に基金の期末残高の推移をグラフにしています。各年度の左が当初計画、中央が前回、右が今回のグラフになりますが、残高が増加傾向にあることを示していると思います。以上で、説明を終わります。

(委員長)

○ただいま、自立プラン財政推計の変更について、事務局から説明がありました。質問等ありましたら、発言をお願いします。

(委員)

○17 ページの救急車更新事業ですが、今現在高規格救急車があるんですが、新しく購入するということですか。

(事務局)

○今ある高規格車はそのままにして、古い B 型の救急車の更新になります。ですから、2 台体制になると思っています。

(委員)

○以前に、救急車は町に 1 台が妥当という話があったのですが、それは法律か何か変わったのか、それとも町の負担でも良いということになったのですか。

(事務局)

○法律が改正になったというような話は福島消防署からは聞いていませんので、そのようなことはないと思います。それで、現在の B 型タイプの救急車は老朽化が激しいので、平成 21 年度までの過疎計画の中で有利な起債により、高規格車に更新し、町民の生命を守る観点から高規格車 2 台体制とする計画です。

(委員)

○当町には入院施設もないので、確かに函館方面に搬送することも多いです。そういった意味では町民にとっては良いことだと思います。ですが、救急隊員とか消防署員の体制は、2 台体制になっても問題はないのでしょうか。

(村田町長)

○実は、今年も救急救命士の募集を福島町でも行っています。今日現在、救命士の応募がありません。先般、広域の議会で色々と各消防署長とどの程度の体制が良いのか相談しました。やはり、各署、福島も含めて 8 名位の救命士だとの意見でした。今、福島町は 5 人の救命士ですので、消防士の退職による補充を救命士で募集していますが、都市部は応募がありますが、郡部への応募はありません。実は、今日も話をしていたのですが、救命士であれば優先して採用できるものですから、例えば町内の高校を卒業する方に町の奨学金を利用していただいて 3 年間専門学校で救命士の勉強をしてもらうような手法でも講じないと救命士の確保はできないと思っています。地域で育てることが必要ではないかと考えています。現在の救命士は後 7 年位は退職にならないので、その間に新しい救命士の確保に向けた総体的な見直しを進めるように指

示しているところでもあります。

(委員)

○2台体制は良いことですが、体制をきちんとしてもらわないといけないと思います。

(委員長)

○よろしいですか。他に、ありませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○意見はないようですので、「案件(3)自立プラン財政推計の変更について」は原案のまま承認することによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○ご異議なしと認め、「案件(3)自立プラン財政推計の変更について」は原案のまま承認することといたします。次に、「案件(4)検討課題項目の検証について」事務局より説明願います。

(事務局)

○案件4 検討課題項目の検証について、説明いたします。自立プラン本文に記述されている9つの重要な検討課題項目について、町の取り組み状況を説明し、委員の皆様から意見等をお願いするものでございます。今回は、今年3月28日以降、平成20年9月30日時点までの間に、状況に変化があった黒丸で囲む2つの項目についてのみ説明いたします。8の「財政推計の見直し」です。平成19年度決算に伴う繰越金や総合開発計画のローリングによる事業費等の修正な

ど直近の財政状況を反映させた財政推計とすべく見直しを致します。内容につきましては、只今、案件3でご説明したとおりでございます。検証は「B」としております。

9の「青函トンネル償却資産」です。平成18年度までの時限立法による課税特例の廃止を求めておりましたが、平成19年度から、さらに5年間延長する地方税法の改正がなされております。課税特例の撤廃を求めることが困難となったことから地方交付税額の算定方法に関する意見を福島、知内、木古内の3町合同で提出しております。

しかし、総務省から「地方税法で規定する非課税措置については、基準財政収入額には参入しない」との回答があり、3町による意見の申し出は認められませんでした。このことから、検証結果は結論が出たとして「A」としております。

(委員長)

○取り組み内容等について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員長)

○私の方から、教育委員会の3月から今までの統廃合などの色々な動きがあると思いますので、その辺の説明を加えていただきたいと思います。

(木村教育次長)

○統廃合の関係ですが、実は吉岡中学校の統合については、平成22年4月に福島中学校との統合に向けて小学校、中学校の保護者と話を進めているところです。ある程度了解は取っているんですが、吉岡地区の町内会ともう一度お話をし、その後に最終決定したいとの保護者との取り決めになっています。従って、今後

その事務を進めていくこととなります。吉岡幼稚園につきましても同じく、吉岡中学校が統合に向かいますので、吉岡中学校を一部改修しまして、吉岡中学校に小学校を移転させる計画を保護者にお話しており、平成 22 年 4 月に向けて福島保育所の方に統合したいということで、ただ保護者の方からは認定子ども園を 5 歳児だけお願いしたいとのことで、それを実現すれば統合しても良いですということになっています。そういう事で、今事務的に進めているところであります。

(委員長)

○今の部分と全体的な部分も含めて、意見等ございませんか。

(委員)

○今、統合の話も出ていますが、母子手帳をもらっている方は何人位いるのですか。

(鳴海参事)

○手帳の申し込みは現在、8 名です。

(委員)

○福島、吉岡地区含めて 8 名ですか。町の将来は厳しいですね。

(川岸課長)

○今年、1 月から 8 月までに生まれた人数は 8 名です。後 4 ヶ月ほどあるので若干は増えると思います。

(委員)

○少子化対策の施策が大事かもしれませんね。

(村田町長)

○子どもを増やすことはなかなか難しいと思いますが、若い方の雇用の場の確保

が大事です。実は、管内の首長が集まりがあった中では、なかなか企業誘致の時代ではないことから地場産業を若い人がどのように盛りたてて育てていくかということでお互いに頑張らないといけないと話してきたところでもあります。例えば、後継者に町が支援してやることによってできるものなのか、またそのようなことを期待している人がどの程度いるのか、その辺の掌握につとめて施策を講じないと行けないと思っています。

(委員)

○是非、地元企業も大事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長)

○他に、ございませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○意見がないようですので、「案件（4）検討課題項目の検証について」原案のまま承認することよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○ご異議なしと認め、「案件（4）検討課題項目の検証について」は原案のまま承認することといたします。次に、「案件（5）ふるさと応援基金事業について」事務局より説明願ひます。

(事務局)

○議案の P22 をお開きください。「(1)ふるさと応援基金事業の募集等について」であります。ふるさと応援基金事業の募集・選考につきましては、平成 19

年度第2回自立プラン推進委員会において確認されました方針に基づき、広報と町のホームページにより事業の募集をしているところでありますが、本年9月30日現在においては、事業の応募がない状況になっております。当該事業の募集があった場合につきましては、随時当委員会を開催して選考していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。次に、「(2) ふるさと応援基金の寄付状況等について」であります。本年9月30日現在では記載のとおりとなっております。本年4月からの寄付件数が21件、2,186千円で、平成18年からの合計が81件、9,368,357円となっております。そのうち、平成19年度4事業に、715千円を支消しておりますので、差し引き8,653,357円が基金の残高となっております。

続きまして、『(3) ふるさと応援基金と「ふるさと納税制度」について』であります。本年4月20日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、寄付金税制が大幅に拡充されております。一般的に「ふるさと納税制度」と言われており、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを活かすことができるように都道府県や市区町村に対する寄付金について、控除方式がこれまでの所得控除方式から税額控除方式に改められたものであります。納税ということになっておりますが、“自治体に税金を納める”のではなく、“ふるさとに寄付した金額の一部を、現在自分の住んでいる市区町村に本来納めるべき税から引いてもらう”こととなります。わかりやすさの面から「納税」という言葉が使われているに過ぎず、手続きとしては「寄付金の控除」となっております。当町においては、ふるさと福島町を応援

したいと考える方の思いを実現するために、既に設置しております「福島町ふるさと応援基金」を受け皿として、寄付金を受け入れることにしております。この自立プラン策定の議論の中で設置された「福島町ふるさと応援基金」は、「ふるさと納税制度」による寄付を先取りしたものであり、北海道福島会や札幌福島会の総会や町ホームページなどで寄付のPRを行っていきたく思います。税額の軽減額の具体例を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。次に、本日配布の資料をご覧ください。カラーのチラシは北海道東京事務所内に「ふるさと応援窓口」を設け、首都圏に住んでいる方からの問合せに対応するとともに、PRパンフレット等を備え置き、希望する方に自由に持ち帰っていただく体制を整えていることから、当町においてもそこを有効活用するため備え置くパンフレットとして作成したものであります。また、町のホームページにも掲載して広く「ふるさと納税」をお願いするものであります。それから、もう1枚の資料ですが、他の市町村では寄付者に対する、特産品等の贈呈制度を用意して寄付者に対して特産品等の贈呈を行っているところがあります。ふるさとを応援したいという気持ちをお持ちの方は、こうした贈呈制度がある無にかかわらず、純粋にふるさとを応援したいという気持ちで寄付していただいている方たちばかりだと思っており、こうした制度により寄付が飛躍的に増えるとはあまり考えてはおりませんが、当町においても、寄付者に対する心ばかりの感謝の気持ちとして、寄付をいただいた方に対して福島町の特産品を贈呈することとしたいと考えております。現在は、チラシにもありますとおり寄付者に対しては、町でいただ

いた養殖昆布をお土産用に職員が加工したものを贈呈している状況にあります。平成21年4月からは1万円以上の寄付者に対して「ウニの塩水パック」や特産品セットなど3種類から5種類のコースから選んでいただき特産品を贈呈するようなイメージで考えております。1年中に複数回寄付があった場合は、1回のみの贈呈といったようにしたいと考えておりますので、皆さんのご理解をお願いしたいと思います。

（委員長）

○では、質問、ご意見がありましたらお願いします。

（委員）

○特産品の贈呈は町外の方だけですか。

（事務局）

○新年度から1万円以上の寄付者全員に特産品のセットを贈呈したいという考えです。

（委員）

○今回のふるさと納税は、使用目的いかにかわらず自分の出た町や村に税金を納めて応援しようということですよ。ですから、今あるふるさと応援基金を受け皿にしてふるさと納税をかぶせていくことになると思いますが、そうしますと今までかなりの金額が集まっています。それは、ふるさと応援金として町内外の方々が応援金に賛同して寄付してくれたものです。新たなふるさと納税は趣旨が少し違うように思うのですが、その辺はどうですか。ふるさと納税ですから、税を今住んでいるところではなくふるさとに納めるということで、目的をどうこうして納める訳ではないでしょう。そうい

った発想ではないですよ。

（事務局）

○ふるさと納税制度という形になっていますが、実際にはこれまで所得控除だった制度が税額から控除される制度に変わっただけだと事務局ではとらえています。

（委員）

○今までのふるさと応援基金は9百万円ちょっとありますけど、それをどう使うかというのは、事業希望のあったものを委員会で決定することにしています。いわば、縛りを掛けていることになります。ところが、ふるさと納税はそのようなことは関係なくて入ってきたものを一般財源化して自由に使って良いですという意味だと思えます。

（村田町長）

○私は、ふるさと納税だからそれを一般財源化して自由に使う考えは持っていません。ふるさと応援基金というものが既に先にありますので、ふるさと納税も応援基金で受けて良いと思っています。

（花田財務課長）

○ふるさと納税という言葉は最初は、小笠原委員がおっしゃるように自分の住んでいる町の税金の1割程度をふるさとに納めるという発想から始まったものです。それで、税額そのものを寄付することにはならないので、あくまでも寄付金でふるさとにいただく。そして、いただいた分は税額控除しますということ。税額控除は、寄付を受けた町で証明書を発行し、その証明書により住んでいる町で申告して1割の部分控除してもらうという制度です。受け皿ですが、応援基金を窓口にして寄付していただいて、

その寄付については応援基金の趣旨を尊重しながらその使い道は検討委員会の意見を聞きながら使っていくということの趣旨ですので、よろしくをお願いします。

(委員)

○事務局でこれを提案したのは、ふるさと納税で寄付された分を一般会計で使ってしまうか、それともふるさと応援基金に積み立てて、検討委員会に諮って最終的に使い道を決めるかどうかということでしょう。

(事務局)

○委員から、ふるさと納税だから寄付されたお金を町が一般財源化して自由に使うのではないかという疑念、心配のお話がありました。それで、ふるさと納税制度の寄付については、全国の都道府県、市町村では自由に使うことのないように、基金条例を定めてきちんと一般財源とは区別して、寄付者の思いを実現しますというようにほとんど全ての自治体で基金条例を設置してふるさと納税による寄付金を受けているのが実態です。それで、北海道も9月の道議会でふるさと納税制度による基金設置の条例を制定しています。福島町は平成18年に先取りした基金条例があるので、この基金を活用するのが一番良いとの考えによるものです。

(委員長)

○それで、よろしいですね。それと、寄付者に対する特産品の贈呈はどうでしょうか。

(良いとの声あり)

(委員長)

○特産品の贈呈は良いということですが、あまり高いものにならない形でお願いしたいと思います。それでは、次に情報提供1の健全化判断比率について、事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の23ページです。健全化判断比率ですが、この健全化判断比率は、法律により平成20年度の決算に基づく措置から適用されますが、平成19年度一般会計決算に基づく財政健全化比率を算出していますので、その比率を報告するものでございます。表にあります、早期財政健全基準は、そこに示す比率を超えた場合に財政健全化計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に報告しなければならないものです。財政再生基準はその比率を超えた場合に、財政再生計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に協議し、その同意が必要になるものです。具体的な比率は、①の実質赤字比率ですが、平成19年度は黒字ですから比率はなしとなります。参考に、早期健全化基準15%は、福島町の場合は標準財政規模が約23億円ですから345,000千円を超える赤字になると財政健全化計画が必要になるものです。②の連結実質赤字比率も、国保会計、介護保険会計、老人保健会計とも黒字ですので比率はなしとなります。③の実質公債費比率は平成17年度から平成19年度までの3カ年の平均の比率になります。地方債、借入金でございますが、元利償還金のうち交付税で補てんされる金額を除いて実質、町で負担した元利償還金の標準財政規模に占める割合で、15.6%になっています。④は将来負担比率で、地方債の現在高、議会の議決に基づく支出予定額、広域事務組合等の負担金見込額、退職手当負担見込額の合計額

の標準財政規模に占める割合で、97.2%になっています。2つの比率も早期健全基準を大きく下回っていますので、自立プラン計画の最終年度である、平成21年度の決算に基づく健全化判断比率は、健全な比率で推移するものと考えているところであります。以上で、説明を終わります。

(委員長)

○何か、質問があればお願いします。

(なしの声あり)

(委員長)

○意見がないようですので、次に日程7の報告事項(1)「L GWAN(総合行政ネットワーク)提供設備の更新について」事務局より説明願います。

(事務局)

○L GWAN(総合行政ネットワーク)提供設備の更新でございますが、当該設備を本年度に補正予算で更新を予定しています。本来であれば、昨年の総合計画のローリングにおいて平成20年度に事業登載を行い予算化することになるのですが、経過に記載してあるように、総合開発審議会終了後の平成19年10月末に現在使用している提供装置のサポートを平成21年3月末で終了する旨の通知があったことにより、開発計画にない事業実施の了解をお願いするものです。それで、このL GWANですが、国、都道府県、全国の市町村を専用回線で結んでいるネットワークです。それで、この提供設備の役割ですが、ネットワークでは公文書を相互に受け渡しが行われることから、途中で改ざんされたり、間違っ

ないように高度の安全対策が必要になります。この提供設備は、それを防止する装置で、福島町から送る公文書を暗号化し、他の自治体がそれを受け取る場合は、その装置で暗号から通常の文書に変換する機能を持っているものです。この装置がないと、正式な公文書の受け渡しができないことになるものでございます。それと、事業費ですが、※印で記載していますが、資料調整後に動きありまして、北海道電子自治体共同運営協議会(HARP 151 団体加入)の共同運用の実施方針がまとまり、5年間で保守料を含み3,000千円程度となっています。これを受けて、町では同協議会に対して共同運用に参加する意向を正式に伝えているところでもあります。以上です。よろしくお願いします。

(委員長)

○何か、質問があればお願いします。

(委員)

○前の設備に費用はなかったのですか。

(事務局)

○前は、平成15年度に約450万円で、市町村振興協会から150万円程度の補助金を受けて町単独で購入しています。

(委員)

○それが今度は3百万円ということですか。

(事務局)

○今、説明したように今度は共同で大きな装置を札幌に置きコンパクトな機器で各市町村と接続して共同で運用する仕組みに変えるということです。

(委員)

○それで、全国の自治体とつながるのですか。

(事務局)

○そのシステムで国や全国の自治体とつながります。

(委員)

○これは、情報漏えい防止のためですよね。ですから、必ずやらないといけない事業だと思います。

(委員長)

○報告については、これでよいですね。

(はいの声あり)

(委員長)

○それでは、8「次回の会議日程について」ですが、事務局より案があればお願いします。

(事務局)

○次回については、来年3月23日から27日の間で予定したいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員長)

○それでは、9のその他で何かあればお願いします。

(委員)

○私たちは自立プランに長く関わっています。将来もこういう形のものをその都度何かあったら立ち上げて町民にお願いするのか、それとも定期的な形で推進していくのか、それと人選についてもどのような考えでいるのか、今後の方針、展開などについて教えていただきたいと思

います。

(村田町長)

○今回の計画は来年平成21年度まであります。ですから、まず推進委員の皆さんには21年度の検証までは是非お願いします。それと福島町のこれからの財政計画、先ほども話題となっていた少子化問題や新たな合併問題も議論される場面もあると思いながらも、平成22年度以降は自立プランに近い計画を持って財政の健全化も含めて計画の取りまとめをしていかないといけないと思っています。その段階で、推進委員会を立ち上げるのか、どのような形で取り組むのかは庁舎内で充分検討しながら早い機会に皆さんの意見も聞きたいと思っています。

(委員)

○松前町との合併関係から端を発して大変な問題を突きつけられたわけですが、その中で、自立プランができたことだと思うんですが、またも委員会を立ち上げてその都度町民を集めることはどうなんでしょう。本来の行政機能や組織はどうなっているのかと勝手に思います。その辺はどうなんでしょう。機能を強化して真剣に町の将来を従来の既存の組織にも考えてもらわないと、私たちはボランティアという形ですが、そういった私たちの意見も尊重しなければならない状況であれば、もっと既存の組織を活用すべきではと感じたものですから。

(村田町長)

○今、12月の議会にまちづくり基本条例を提案しますが、この中には、行政の責務、町民の責務など色々なことが明確化されてきます。そうすると、これまでの役場としての行政機能だけでなく、間違い

なく人口が減少していく中で、住民、議会も含んで協働のまちづくりをどのように進めていくかが大事なことであって、そのためにはこれから町政推進と計画に取り組む中で、町民の方に入っただき色々な意見を聞きながら取り組みたいと考えています。

（委員長）

○よろしいでしょうか。私たちの任期はまだありますが、自立プランを策定して町がここまできたことは、あきらかな実績だということは確認しておきたいと思えます。この結果を次の世代に受け渡す責任を私たちは一定程度この時点では目途をつけることができたとの思いで、残りの任期をきちんと果たしたいと思っています。今日は、これで終わりたいと思っています。皆さん、どうもご苦労様でした。

（閉会 午後 8 時 00 分）